

○姫路市建築基準法施行細則

昭和46年4月1日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の実施のため、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）並びに姫路市特別工業地区建築条例（昭和48年姫路市条例第2号。以下「特別工業地区条例」という。）、姫路市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成9年姫路市条例第24号。以下「地区計画条例」という。）及び姫路市建築確認申請手数料等徴収条例（平成12年姫路市条例第12号。以下「手数料徴収条例」という。）並びに建築基準法施行令第32条第1項の規定に基づく区域の指定に関する規則（昭和49年姫路市規則第43号）及び建築基準法施行令第136条第3項ただし書の規定に基づく敷地面積の規模に関する規則（昭和59年姫路市規則第2号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(確認の申請書に添付する図書)

第2条 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）には、省令第1条の3、省令第2条の2又は省令第3条に規定する図書のほか、次に掲げる図書（第2号に掲げる調書については3部、その他にあっては2部）を添えなければならない。

- (1) 建築物を工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する場合にあっては、様式第1号の調書
- (2) 建築物に屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設置する場合にあっては、様式第2号の調書
- (3) 建築物にエレベーター（政令第146条第1項第1号に掲げるもののうち、法第6条第1項第1号又は第2号に規定する建築物に設けるものを除く。）、エスカレーター（法第6条第1項第1号又は第2号に規定する建築物に設けるものを除く。）、小荷物専用昇降機（政令第146条第1項第2号に掲げるもののうち、法第6条第1項第1号又は第2号に規定する建築物に設けるものを除く。）、予備電源を有する照明設備、給水の設備（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給

水装置に該当する配管設備を除く。)又は換気、排煙、避雷、排水若しくは消火の設備を設置する場合にあっては、これらの設備の設計図書

(4) 法第86条の7の規定により、政令第137条の2から第137条の12までに規定する範囲内において既存の建築物を増築し、改築し、若しくは大規模の修繕若しくは模様替をしようとする場合又は特別工業地区条例第3条若しくは地区計画条例第9条の規定によりそれぞれ当該規定に定める範囲内において既存の建築物を増築し、改築し、若しくは用途を変更しようとする場合にあっては、様式第3号の調書

(5) 法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定により、政令第130条の2の3に規定する規模の範囲内において建築物を新築し、増築し、又は用途を変更する場合にあっては、様式第4号の調書

(6) 第7条第2項の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が同表の中欄に掲げる規模等に該当する建築物を建築しようとする場合(増築後の建築物の当該用途に供する部分が同表の中欄に掲げる規模等に該当する増築をしようとする場合及び法第87条第1項の規定による用途変更後の建築物の当該用途に供する部分が同表の中欄に掲げる規模等に該当する用途変更をしようとする場合を含む。)又は政令第16条第3項第2号に掲げる防火設備を設けようとする場合にあっては、様式第5号の概要書

(7) がけ地(がけを有し、又はがけに接する建築物の敷地をいう。)のうち、がけの高さが2メートルを超えるものに建築物を建築する場合にあっては、がけの上端及び下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状及び地盤の種類を示す図書

(8) 中間検査(法第7条の3第1項の検査をいう。)を必要とする建築物の場合にあっては、次に掲げるもの

ア 筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書

イ 土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書

ウ 政令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書

2 省令第1条の3第1項の表一の(い)項に掲げる配置図には、敷地面積、建築物の建築面積及び延べ面積の計算(計算式及び計算表をいう。)並びに敷地の接する道路の種類(法第42条第1項各号の区分及び許可、認可又は指定のある道路にあっては、許可、認可又は指定の年月日及び番号をいう。)を付記するものとする。

3 第1項第4号に規定する調書及び同項第5号に規定する調書(法第3条第2項の規定

により、法第 5 1 条の規定の適用を受けない建築物の増築又は用途変更に係る調書に限る。)には、当該調書の記載事項に関して基準時（特別工業地区条例第 3 条又は地区計画条例第 9 条の規定の適用を受ける建築物についてはそれぞれ当該規定に定める基準時をいい、その他の建築物については政令第 1 3 7 条に規定する基準時をいう。）における数量に係る証明書を添えなければならない。

第 3 条 削除

（手数料減免申請書）

第 4 条 手数料徴収条例第 5 条第 2 項に規定する手数料減免申請書の様式は、様式第 6 号のとおりとする。

（公開による意見の聴取の請求）

第 5 条 法第 9 条第 3 項又は第 8 項（法第 1 0 条第 4 項又は法第 4 5 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取の請求は、文書によって行わなければならない。

（標識）

第 6 条 法第 9 条第 1 3 項の規定による標識は、様式第 7 号のとおりとする。

（特殊建築物等の定期報告）

第 7 条 法第 1 2 条第 1 項の規定により特定行政庁が指定する建築物は、次項の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が同表の中欄に掲げる規模等のいずれかに該当するもののうち、政令第 1 6 条第 1 項の規定により定める建築物を除くものとする。

2 省令第 5 条第 1 項の規定により特定行政庁が定める報告の時期は、次の表の左欄及び中欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用途	規模等	報告の時期
劇場、映画館又は演芸場	(1) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超えるもの (2) 建築物の階数が 3 以上のもので、地階の床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超えるものの (3) 3 階以上の階の床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超	令和 8 年 6 月から同年 1 2 月まで及び令和 8 年から起算して 3 年又は 3 の倍数の年を経過した年の 6 月から 1 2 月まで

	えるもの (4) 建築物の階数が3以上のもので、主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計が100平方メートルを超えるもの (5) 建築物の階数が3以上のもので、客席部分（当該部分が避難階である場合を除く。）の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	
観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）、公会堂又は集会場	(1) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの (2) 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの (3) 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの (4) 建築物の階数が3以上のもので、客席部分（当該部分が避難階である場合を除く。）の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	令和8年6月から同年12月まで及び令和8年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、老人ホーム又は児童福祉施設等（政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）	(1) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの (2) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの (3) 建築物の階数が3以上のもの	令和8年6月から同年12月まで及び令和8年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで

	ので、地階の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの (4) 3 階以上の階の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの (5) 2 階の部分（当該部分が避難階である場合を除き、病院又は診療所にあつては、当該部分に患者の収容施設がある場合に限る。）が 300 平方メートル以上のもの	
ホテル又は旅館	(1) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの (2) 床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの (3) 建築物の階数が 3 以上のもので、地階の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの (4) 3 階以上の階の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの (5) 2 階の部分（当該部分が避難階である場合を除く。）の床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの	令和 9 年 6 月から同年 12 月まで及び令和 9 年から起算して 3 年又は 3 の倍数の年を経過した年の 6 月から 12 月まで
下宿、共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅を除く）	6 階以上の階の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの	令和 9 年 6 月から同年 12 月まで及び令和 9 年から起算し

く。)又は寄宿舍(サービスの 付き高齢者向け住宅、認 知症高齢者グループホー ム及び障害者グループホ ームを除く。)		て3年又は3の倍数の年を経 過した年の6月から12月ま で
共同住宅(サービス付き高 齢者向け住宅に限る。)又 は寄宿舍(サービス付き高 齢者向け住宅、認知症高 齢者グループホーム又は障 害者グループホームに限 る。)	(1) 床面積の合計が200平方 メートルを超えるもので、地階 (当該部分が避難階である場 合を除く。)の床面積の合計が 100平方メートルを超える もの (2) 建築物の階数が3以上の もので、地階(当該部分が避難 階である場合を除く。)の床面積 の合計が100平方メートル を超えるもの (3) 3階以上の階(当該部分が 避難階である場合を除く。)の 床面積の合計が100平方メー トルを超えるもの (4) 2階の部分(当該部分が 避難階である場合を除く。)が30 0平方メートル以上のもの	令和9年6月から同年12月 まで及び令和9年から起算し て3年又は3の倍数の年を経 過した年の6月から12月ま で
学校又は体育館(学校に附 属するものに限る。)	(1) 床面積の合計が2,000平 方メートルを超えるもの (2) 床面積の合計が200平方 メートルを超えるもので、地階 の床面積の合計が100平方 メートルを超えるもの (3) 建築物の階数が3以上の もので、地階の床面積の合計が1	令和7年7月から同年12月 まで及び令和7年から起算し て3年又は3の倍数の年を経 過した年の6月から12月ま で

	〇〇平方メートルを超えるもの (4) 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場のうち、学校に附属するもの	(1) 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの (2) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの (3) 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの (4) 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	令和7年7月から同年12月まで及び令和7年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場のうち、学校に附属しないもの	(1) 床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの（床面積の合計が2,000平方メートルで、当該部分に避難階を含む場合を除く。） (2) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの (3) 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	令和7年7月から同年12月まで及び令和7年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで

	(4) 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業（物品加工修理業を含む。）を営む店舗	(1) 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの (2) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの (3) 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの (4) 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの (5) 2階の部分（当該部分が避難階である場合を除く。）が500平方メートル以上のもの	令和7年7月から同年12月まで及び令和7年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで
事務所その他これに類するもの	地階又は3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの（階数が5以上で、延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物に限る。）	令和7年7月から同年12月まで及び令和7年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで

3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により特定行政庁が付加する法第12条第1項に規定する調査及び同条第2項に規定する点検（以下「定期調査等」という。）の項目、方法及び結果の判定基準は、別表のとおりとする。

4 省令第5条第3項ただし書の規定により特定行政庁が規則で定める調査結果表は、様

式第8号のとおりとする。

5 省令第5条第4項の規定により特定行政庁が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 付近見取図

(2) 配置図

(3) 各階平面図

6 省令第6条の3第5項第2号の規定により同条第2項第7号に区分する書類について特定行政庁が規則で定める期間は、報告を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年間とする。

(建築設備等の定期報告)

第8条 法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する特定建築設備等は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分が同表の右欄に掲げる規模等のいずれかに該当する建築物に設けた換気設備（法第28条第2項ただし書及び第3項の規定により設置する換気設備のうち政令第112条第21項の規定により設置する特定防火設備（煙感知器と連動して自動的に閉鎖するダンパーに限る。）を設けた換気設備に限る。）、排煙設備（法第35条又は政令第129条の13の3第13項の規定により設置する排煙設備のうち、排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。）及び非常用の照明装置（法第35条の規定により設置する非常用の照明装置のうち政令第126条の5に規定する予備電源で蓄電池別置型又は自家用発電装置によるものを設けた非常用の照明装置に限る。）とする。

用途	規模等
劇場、映画館又は演芸場	(1) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの (2) 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの (3) 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの (4) 建築物の階数が3以上のもので、主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）	(1) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの (2) 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計

公会堂又は集会場	が１００平方メートルを超えるもの (3) ３階以上の階の床面積の合計が１００平方メートルを超えるもの
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、老人ホーム又は児童福祉施設等	(1) 床面積の合計が３００平方メートルを超えるもの (2) 床面積の合計が２００平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が１００平方メートルを超えるもの (3) 建築物の階数が３以上のもので、地階の床面積の合計が１００平方メートルを超えるもの (4) ３階以上の階の床面積の合計が１００平方メートルを超えるもの
ホテル又は旅館	(1) 床面積の合計が３００平方メートルを超えるもの (2) 床面積の合計が２００平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が１００平方メートルを超えるもの (3) 建築物の階数が３以上のもので、地階の床面積の合計が１００平方メートルを超えるもの (4) ３階以上の階の床面積の合計が１００平方メートルを超えるもの
博物館、美術館、図書館、ボートリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	(1) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超えるもの (2) 床面積の合計が２００平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が１００平方メートルを超えるもの (3) 建築物の階数が３以上のもので、地階の床面積の合計が１００平方メートルを超えるもの (4) ３階以上の階の床面積の合計が１００平方メートルを超えるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業（物品加工修理業を含む。）を営む店舗	(1) 床面積の合計が５００平方メートルを超えるもの (2) 床面積の合計が２００平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が１００平方メートルを超えるもの (3) 建築物の階数が３以上のもので、地階の床面積の合計が１００平方メートルを超えるもの (4) ３階以上の階の床面積の合計が１００平方メートルを超えるもの

事務所その他これに類するもの	地階又は3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの（階数が5以上で、延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物に限る。）
----------------	--

2 省令第6条第1項又は同第6条の2の2第1項の規定により特定行政庁が定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に従い毎年（省令第6条第1項又は同第6条の2の2第1項の国土交通大臣が定める検査の項目にあっては3年以内ごと）の当該各号に定める時期とする。

- (1) 政令第16条第3項第1号に掲げるもの 法第7条第5項又は第7条の2第5項（これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。）の検査済証の交付を受けた日（当該検査済証の交付を受けていない場合にあっては、市長が定める日）に相当する日の属する月の2箇月前の月から当該相当する日の属する月
- (2) 政令第16条第3項第2号及び第1項に掲げるもの 6月から12月まで
- (3) 政令第138条第2項各号に掲げるもの 使用期間が連続して6箇月以内のものにあっては使用開始の日の前月、それ以外のものにあっては2月及び8月

3 省令第6条の3第5項第2号の規定により同条第2項第8号に区分する書類について特定行政庁が規則で定める期間は、報告を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して1年間とする。

（建築設備等の廃止、休止又は復活届）

第9条 前条第2項各号に掲げる建築設備、防火設備又は工作物の所有者は、建築設備、防火設備又は工作物を廃止し、休止し、又は復活した場合には、その旨を記載した届書を市長に提出しなければならない。

（建築確認申請等の取下げ届）

第9条の2 建築物、工作物若しくは建築設備の許可、認定若しくは確認又は道路の位置の指定の申請をした者が、当該申請を取り下げようとするときは、様式第12号の届書を市長又は建築主事に提出しなければならない。

（建築主等の選定・変更届）

第10条 建築主（工作物にあっては築造主、建築設備にあっては設置者を含む。以下同じ。）は、許可、認定又は確認を受けた建築物、工作物又は建築設備の工事について、当該工事の完了前に建築主、代理者、工事監理者若しくは工事施工者の住所若しくは氏名の変更があった場合又は工事施工者を選定した場合においては、その変更又は選定の日から3日以内に様式第13号の届書を市長又は建築主事に提出しなければならない。

(工事の取りやめ届)

第 1 1 条 建築主は、許可、認定又は確認を受けた建築物、工作物又は建築設備の全部又は一部の工事を取りやめたときは、様式第 1 4 号の届書に次の各号に定める図書を添えて、市長又は建築主事に提出しなければならない。

(1) 許可通知書、認定通知書又は確認済証

(2) 建築物、工作物又は建築設備の一部の工事を取りやめたときは、その部分を明示した設計図書

2 法第 1 8 条第 2 項の機関の長又はその委任を受けた者は、同条第 3 項の規定により適合する旨の通知を受けた建築物、工作物又は建築設備の全部又は一部の工事を取り止めたときは、前項に準じて市長又は建築主事に通知しなければならない。

(建築工事の計画の報告)

第 1 1 条の 2 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、建築物の設計者、工事監理者又は建築物に関する工事の施工者は、法第 1 2 条第 5 項の規定により特定行政庁、建築主事又は建築監視員（法第 9 条の 2 の規定により任命された建築監視員をいう。以下同じ。）から建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関して報告を求められたときは、様式第 1 5 号の報告書の正本及び副本に、次の各号に掲げる図書を添えて特定行政庁、建築主事又は建築監視員に提出しなければならない。

(1) 計画又は施工の状況を示す図書

(2) その他特定行政庁、建築主事又は建築監視員が必要と認める図書

(垂直積雪量)

第 1 1 条の 3 政令第 8 6 条第 3 項の規定により、特定行政庁が規則で定める垂直積雪量の数値は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

(1) 編入前の安富町の区域 4 0 センチメートル

(2) 前号に掲げる区域を除く区域 3 0 センチメートル

(許可申請書に添付する図書)

第 1 2 条 省令第 1 0 条の 4 第 1 項の規定により特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1) 申請の理由書

(2) 省令第 1 条の 3 に規定する図書

(3) 法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げ

る図書

ア 敷地の周辺の道路その他空地の状況を示した図面

イ 当該空地の所有権又は借地権を有する者と、当該空地が空地として確保されるよう
協定等を締結している場合にあっては、その協定書等

(4) 法第44条第1項第4号の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる
図書

ア 防火地域図

イ 敷地の両側の建築物の構造、種別、用途を記入した平面図

(5) 法第47条ただし書の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図
書

ア 同一壁面上の建築物の配置図

イ 同一壁面上の建築物の用途別現況図

(6) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、
第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし
書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は
第14項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）
の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 第2条第1項第1号の規定に該当する建築物にあっては、同号に掲げる調書

イ 工場の用途に供する建築物にあっては、機械の配置及び作業の工程を明示する図書

ウ 用途地域図（敷地の外周から300メートル以上の範囲を示すものとする。）

エ 周辺（敷地の外周から300メートルの範囲をいう。）の建築物の用途別現況図

オ 近隣説明報告書

(7) 法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）
の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 用途地域図（敷地の外周から1キロメートル以上の範囲を示すものとする。）

イ 周辺（敷地の外周から300メートルの範囲をいう。）の建築物の用途別現況図

ウ 処理能力その他建築物又は工作物の計画内容説明書

(8) 法第44条第1項第2号、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第
53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場
合を含む。）、法第55条第3項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第59条
第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項の規定による許可の申請をする

場合にあっては、次に掲げる図書

ア 用途地域図（敷地の外周から３００メートル以上の範囲を示すものとする。）

イ 周辺の道路配置状況図

ウ 道路並びに敷地及び周囲の土地と建築物の高さとの関係を示した図面

エ 周辺（敷地の外周から１００メートルの範囲をいう。）の建築物の用途別現況図

(9) 法第６８条の３第４項、法第６８条の５の３第２項又は法第６８条の７第５項の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 用途地域図（敷地の外周から３００メートル以上の範囲を示すものとする。）

イ 周辺（敷地の外周から１００メートルの範囲をいう。）の建築物の用途別現況図

ウ 周辺の道路配置状況図

エ 地区計画、住宅地高度利用地区計画、再開発地区計画、沿道地区整備計画又は集落地区計画の内容を示す図書

2 省令第１０条の４第４項の規定により特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1) 申請の理由書

(2) 省令第３条に規定する図書

(3) 法第８８条第２項において準用する法第４８条第１項ただし書、第２項ただし書、第３項ただし書、第４項ただし書、第５項ただし書、第６項ただし書、第７項ただし書、第８項ただし書、第９項ただし書、第１０項ただし書、第１１項ただし書、第１２項ただし書、第１３項ただし書若しくは第１４項ただし書又は法第８７条第２項若しくは第３項中法第４８条第１項ただし書、第２項ただし書、第３項ただし書、第４項ただし書、第５項ただし書、第６項ただし書、第７項ただし書、第８項ただし書、第９項ただし書、第１０項ただし書、第１１項ただし書、第１２項ただし書、第１３項ただし書若しくは第１４項ただし書に関する部分の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 用途地域図（敷地の外周から３００メートル以上の範囲を示すものとする。）

イ 周辺（敷地の外周から３００メートルの範囲をいう。）の建築物の用途別現況図

(4) 法第８８条第２項において準用する法第５１条ただし書又は法第８７条第２項若しくは第３項中法第５１条ただし書に関する部分の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 用途地域図（敷地の外周から１キロメートル以上の範囲を示すものとする。）

イ 周辺（敷地の外周から３００メートルの範囲をいう。）の建築物の用途別現況図
ウ 処理能力その他建築物又は工作物の計画内容説明書

- ３ 特別工業地区条例第２条第１項ただし書又は地区計画条例第２条第１項ただし書若しくは第８条第１項の規定による許可の申請をしようとする者は、様式第１６号の許可申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (１) 申請の理由書
- (２) 省令第１条の３に規定する図書（工作物にあつては、省令第３条に規定する図書）
- (３) 第２条第１項第１号の規定に該当する建築物にあつては、同号に掲げる調書
- (４) 工場の用途に供する建築物にあつては、機械の配置及び作業の工程を明示する図書
- (５) 用途地域図（敷地の外周から３００メートル以上の範囲を示すものとする。）
- (６) 周辺（敷地の外周から３００メートルの範囲をいう。）の建築物の用途別現況図
- (７) 近隣説明報告書

- ４ 市長は、前３項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。

- ５ 市長は、第３項の許可申請書の提出があつた場合において、許可をしたときはその申請書の副本の通知欄に所要の記載をして、許可をしないときは文書にその理由を記載して、当該申請者に交付するものとする。

（事業計画のある道路の指定）

- 第１３条 法第４２条第１項第４号に規定する道路の指定を申し出ようとする者は、様式第１７号による申出書に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (１) 事業の執行計画を示す図書
- (２) 付近見取図
- (３) 地籍図（省令第９条に規定するものをいう。以下同じ。）
- (４) 道路となる土地の登記事項証明書
- (５) その他市長が必要と認める図書

- ２ 市長は、前項の規定による申出により道路の指定をしたときは、その旨を公告し、かつ、当該申出者に通知するものとする。

（道路の位置の指定の申請等）

- 第１４条 法第４２条第１項第５号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、様式第１８号による申請書に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 省令第9条に規定する図書（様式第19号）

(2) 道路となる土地及びその土地にある建築物又は工作物の登記事項証明書

(3) 承諾書により承諾した者に係る印鑑証明書

(4) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定により指定を受けようとする者は、道路の築造工事が完了したときは、様式第19号の2の届出を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

3 道路の位置の指定の時期は、前項の検査後とする。

4 省令第10条の規定による道路の位置の指定の通知は、第1項の申請書の副本の通知欄に所要の記載をしたものによって行う。

（道路の位置の指定の取消しの申請）

第15条 法第42条第1項第5号の規定により指定された道路（法附則第5項の規定により指定があったものとみなされた道路を含む。）の全部又は一部について、指定の取消しを受けようとする者は、前条第1項の例により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請によって道路の位置の指定を取り消した場合においては、その旨を公告し、かつ、当該申請者に通知する。

3 前条第4項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

（私道の変更及び廃止の届出）

第16条 私道（法第42条第1項第3号又は同条第2項に該当するものをいう。以下同じ。）を変更し、又は廃止しようとする者は、様式第19号の3による届出書に次に掲げる図書を添えて当該私道を変更し、又は廃止しようとする日の15日前までに市長に届け出なければならない。

(1) 付近見取図

(2) 地籍図

(3) 私道の敷地である土地の登記事項証明書

（建築面積の敷地面積に対する割合の緩和）

第17条 法第53条第3項第2号に規定する特定行政庁が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 各幅員6メートル以上、その和14メートル以上、内角120度以下の二つの道路によってできた角にある敷地で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が2,000平方メートル以下のもの

(2) 各幅員4メートル以上、その和10メートル以上、内角120度以下の二つの道路

によってできた角にある敷地（前号に規定する道路によってできた角にある敷地を除く。）で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が1,000平方メートル以下のもの

(3) 各幅員4メートル以上、内角120度以下の二つの道路によってできた角にある敷地（前各号に規定する道路によってできた角にある敷地を除く。）でその敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が500平方メートル以下のもの

(4) 各幅員6メートル以上、その和14メートル以上、間隔50メートル（間隔が一定しない場合にあっては、その平均値とする。以下この条において同じ。）以下の二つの道路の間にある敷地で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が2,000平方メートル以下のもの

(5) 各幅員4メートル以上、その和10メートル以上、間隔30メートル以下の二つの道路の間にある敷地（前号に規定する道路の間にある敷地を除く。）で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が1,000平方メートル以下のもの

(6) 各幅員4メートル以上、間隔30メートル以下の二つの道路の間にある敷地（第4号及び前号に規定する道路の間の敷地を除く。）で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が500平方メートル以下のもの

(7) 前各号に規定する道路によってできた角又は間隔を2以上有する敷地でその面積がこれらの角又は間隔に係る前各号に規定する面積の和以下のもの

(8) 公園、広場、線路敷、川、海その他これらに類するものに接する敷地で前各号に掲げる敷地に準ずるもの

（認定申請書に添付する図書）

第18条 省令第10条の4の2第1項の規定により特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1) 法第43条第2項第1号の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 付近見取図

イ 配置図

ウ 各階平面図

エ 立面図（2面以上）

オ 断面図

カ 敷地の周辺の道路その他の空地の状況を示した図面

- (2) 法第44条第1項第3号、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項又は法第68条の5の6の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 用途地域図（敷地の外周から300メートル以上の範囲を示すものとする。）

イ 地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の内容を示す図書

ウ 付近見取図

エ 配置図

オ 各階平面図

カ 立面図（2面以上）

キ 断面図

ク 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあっては、日影図（省令第1条の3第1項の表二の(30)項に掲げる日影図をいう。以下同じ。）

- (3) 法第55条第2項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 付近見取図

イ 配置図（空地の面積及び敷地面積を明示したものとする。）

ウ 立面図（2面以上）

エ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図書

オ 日影図

カ 周辺（敷地の外周から100メートルの範囲をいう。）の建築物の用途別現況図

- (4) 法第57条第1項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 付近見取図

イ 配置図

ウ 各階平面図

エ 立面図（2面以上）

オ 断面図

- (5) 法第86条の6第2項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる

図書

ア 用途地域図（敷地の外周から３００メートル以上の範囲を示すものとする。）

イ 一団地の住宅施設に関する都市計画の内容を示す図書

ウ 付近見取図

エ 一団地の住宅施設の周囲の道路配置図

オ 一団地の住宅施設の配置図（道路、敷地内通路、建築物の用途又は構造等、建築物の間隔等を明示したものとする。）

カ 建築物の平面及び高さを示す図面

(6) 政令第１３１条の２第２項又は第３項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 計画道路若しくは予定道路又は壁面線若しくは壁面の位置の制限として定められた限度の線についての地方公共団体の意見を記載した図書

イ 付近見取図

ウ 配置図

エ 各階平面図

オ 立面図（２面以上）

カ 計画道路若しくは予定道路又は壁面線若しくは壁面の位置の制限として定められた限度の線並びに敷地及び敷地周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図書

(7) 政令第１３７条の１６第２号の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 付近見取図

イ 配置図

ウ 各階平面図

エ 立面図（２面以上）

オ 様式第３号の調書

２ 市長は、前項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。

（道路斜線制限に係る後退距離の算定の特例）

第１８条の２ 政令第１３０条の１２第５号の規定により、特定行政庁が規則で定める建築物の部分は、道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する工作物に接続するもので、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの
- (2) 建築物の5階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの
- (3) 多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの
(道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合の緩和)

第19条 政令第135条の2第2項の規定により、建築物の敷地の地盤面が前面道路より1メートル以上高い場合においては、同条第1項の規定にかかわらず、その前面道路は、敷地の地盤面から1メートル下の位置にあるものとみなす。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請書に添付する図書)

第20条 省令第10条の16第1項第4号の規定により特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 地籍図
- (2) 申請区域内の土地の登記事項証明書
- (3) 省令第10条の16第1項第3号に規定する所有権又は借地権を有する者の印鑑証明書

2 省令第10条の16第2項第3号の規定により特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 地籍図
- (2) 申請区域内の土地の登記事項証明書
- (3) 省令第10条の18に規定する計画書の記載事項の変更の内容を示す図書

3 市長は、前2項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。

(一の敷地と見なすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の取消しの申請書に添付する図書)

第20条の2 省令第10条の21第1項第3号の規定により特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 地籍図
- (2) 申請区域内の土地の登記事項証明書

2 市長は、前項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。

（防火壁等の設置を要しない建築物の認定の申請）

第21条 政令第115条の2第1項第4号ただし書の規定による認定の申請をしようとする者は、様式第20号の申請書の正本及び副本に、申請の理由書のほか、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 周辺（建築物から約100メートルの範囲をいう。）の建築物等の用途別現況図

(3) 配置図

(4) 平面図

(5) 断面図

(6) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、認定をしたときは、その申請書の副本の通知欄に所要の記載をして、認定をしないときは文書にその理由を記載して、当該申請者に交付するものとする。

（不適格建築物の報告）

第22条 法第86条の7の規定により政令第137条の7から第137条の12までに規定する範囲内の建築物の増築又は改築であつて、法第6条第1項の規定による確認を要しないものをしようとする者は、様式第3号又は様式第4号の調書を2部市長に提出しなければならない。

（補則）

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

（4町の編入に伴う経過措置）

2 家島町、夢前町、香寺町及び安富町の編入の日（以下「編入日」という。）前に建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号。以下「県規則」という。）第6条の2に規定する様式により設置された標識で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、第6条に規定する様式により設置された標識とみなす。

3 編入日前に県規則第13条第3項の規定によりなされた公告で、編入日以後において

市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、第 13 条第 2 項の規定によりなされた公告とみなす。

附 則（昭和 48 年 7 月 2 日規則第 34 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 4 月 1 日規則第 13 号）

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 6 月 1 日規則第 32 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年 10 月 3 日規則第 43 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条に係る改正規定は、この条例の施行日以後に確認の申請があったものについて適用する。

附 則（昭和 56 年 6 月 1 日規則第 28 号）

この規則は、昭和 56 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 12 月 26 日規則第 71 号）

この規則は、昭和 59 年 12 月 31 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 1 月 29 日規則第 1 号）

この規則は、昭和 61 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 11 月 11 日規則第 59 号）

この規則は、昭和 62 年 11 月 16 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 4 月 8 日規則第 24 号）

この規則は、昭和 63 年 4 月 15 日から施行し、この規則による改正後の姫路市建築基準法施行細則の規定は、同日以後の申請から適用する。

附 則（平成 3 年 3 月 25 日規則第 9 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 10 月 27 日規則第 59 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号。以下「改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分については、平成 8 年 6 月 25 日（この日前に改正法第 1 条の規定による改正後の都市計画法第 2 章の規定により、

当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項（同法第22条第1項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日）までの間は、この規則による改正後の姫路市建築基準法施行細則第12条（改正法第2条の規定による改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第1項から第12項までに限る。）及び第20条第1項（改正法第2条の規定による改正後の建築基準法第86条第10項に関する部分に限る。）の規定は適用せず、この規則による改正前の姫路市建築基準法施行細則第12条（改正法第2条の規定による改正前の建築基準法第48条第1項から第8項までに限る。）及び第20条第1項（改正法第2条の規定による改正前の建築基準法第86条第9項に関する部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成6年10月31日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第3号及び第8条第1項第1号の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第35号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の姫路市建築基準法施行細則に規定する様式による書面については、当分の間、この規則による改正後の姫路市建築基準法施行細則に規定する様式による書面とみなす。

附 則（平成11年5月26日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日規則第21号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月20日規則第59号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年10月23日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年5月26日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１８年３月２７日規則第６６号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第１１条の３の改正規定及び附則に２項を加える改正規定は、平成１８年３月２７日から施行する。

附 則（平成２０年３月２１日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第７条の改正規定及び第８条の改正規定は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月２６日規則第２２号）

（施行期日）

１ この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

（旧様式の使用）

２ この規則の施行の際現に存する次に掲げる様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

（１）—（４）〔略〕

（５）第８条の規定による改正前の姫路市建築基準法施行細則様式第３号、様式第４号、様式第６号、様式第１１号から様式第１８号まで及び様式第１９号の２から様式第２０号まで

（６）—（７）〔略〕

附 則（平成２２年６月８日規則第３４号）

この規則は、平成２２年７月１日から施行する。

附 則（平成２８年６月１日規則第４１号）

この規則は、平成２８年６月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月３１日規則第２９号）

（施行期日）

１ この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この規則による改正後の様式第２号、様式第５号、様式第６号、様式第１２号から様式第１８号まで及び様式第１９号の２から様式第２０号までの規定は、この規則の施行の日以後に行われる申請、届出及び報告について適用し、同日前に行われた申請、届出及び報告については、なお従前の例による。

３ この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式第２号、様式第５号、様式第６号、様式第１２号から様式第１８号まで及び様式第１９号の２から様式第２０号

までの規定による調書、申請書及び届出書は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成30年11月13日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月19日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月24日規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和7年6月27日規則第36号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

（令和7年の報告の特例）

2 令和7年の報告に限り、この規則の施行による改正後の第8条第2項第2号の適用については、同号中「6月」とあるのは「7月」とする。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第7条関係）

	（い）調査項目		（ろ）調査方法	（は）判定基準
建築物の内 部	防火設備（防 火扉、防火シ ャッターそ	常時閉鎖した状 態にある防火扉 （各階に設置さ	目視又はこれに類す る方法（以下「目視等」 という。）又は触診に	取付けが堅固でないこ と。

の他これらに類するものに限る。以下この表において同じ。）又は戸（政令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。以下	れている主要なものに限る。以下この表において「常閉防火扉」という。）の取付けの状況	より確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項の規定に基づく検査又は同条第4項の規定に基づく点検（以下「定期検査等」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとで足りる。	
この表において同じ。）	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	昭和48年建設省告示第2563号第1第1号の規定に適合しないこと。
	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下この表において「常閉防火設備等」という。）	目視等により確認する。ただし、常閉防火扉については、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記	常閉防火設備等の劣化、変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。

	の本体、枠及び金物の劣化及び損傷の状況(本調査項目に掲げる調査の実施により、定期調査告示別表第1の4 建築物の内部(29)に掲げる調査は省略する。)	録により確認することとで足りる。	
	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況(本調査項目に掲げる調査の実施により、定期調査告示別表第1の4 建築物の内部(30)に掲げる調査は省略する。)	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動を確認する。	各階の主要な常閉防火設備等が閉鎖又は作動しないこと。
	常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況(本調査項目に掲げる調査の実施により、定期調査告示別表第1の4	目視等により確認する。ただし、常閉防火扉については、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することとで足りる。	物品が放置されていること等により常閉防火設備等の閉鎖又は作動に支障があること。

		建築物の内部 (31)に掲げる調査は省略する。)			
		常閉防火扉又は常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況(本調査項目に掲げる調査の実施により、定期調査告示別表第1の4 建築物の内部(32)に掲げる調査は省略する。)		目視等により確認する。ただし、常閉防火扉については、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとで足りる。	常閉防火扉又は常時閉鎖した状態にある戸が開放状態に固定されていること。
	居室の採光及び換気	換気設備の作動の状況		各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとで足りる。	換気設備が作動しないこと。
		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況		目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとで足りる。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
避難施設等	階段	特別避難階段	階段室又は付	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。

		室の排煙設備の作動の状況	ただし、３年以内に実施した定期検査等の記録がある場合には、当該記録により確認することで足りる。	
排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、３年以内に実施した定期検査等の記録がある場合には、当該記録により確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、３年以内に実施した定期検査等の記録がある場合には、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
その他の設備等	非常用エレベーター	昇降路又は政令第１２９条の１３の３第３項に規定する乗降	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、３年以内に実施した定期検査等の記録がある場合には、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。

			ロビー の排煙 設備の 作動の 状況		
		非常用 の照明 装置	非常用 の照明 装置の 作動の 状況	各階の主要な非常用 の照明装置の作動を 確認する。ただし、3 年以内に実施した定 期検査等の記録があ る場合にあっては、当 該記録により確認す ることで足りる。	非常用の照明装置が作 動しないこと。
			照明の 妨げと なる物 品の放 置の状 況	目視等により確認す る。ただし、3年以内 に実施した定期検査 等の記録がある場合 にあっては、当該記録 により確認すること で足りる。	照明の妨げとなる物品 が放置されているこ と。

様式第1号(第2条関係)

工 場 及 び 危 険 物 調 書

建築物又は工作物の名称					
敷 地 の 位 置					
業 種			申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計
		延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
		作業場面積	m ²	m ²	m ²
原 料		処 理 量		製 品	
(作業又は貯蔵若しくは処理の方法)					
		機 械 の 種 類	台 数	原 動 機 の 出 力 数	
設 備	新 増 設		台	KW	
	既 設		台	KW	
	合 計		台	KW	
		危険物の種類、性状及びその用途	危険物の貯蔵又は処理場の床面積	危険物の最大貯蔵量及び係数	危険物の最大処理量及び係数
危 険 物	新 増 設		m ²		
	既 設		m ²		
	合 計		m ²		
参考事項					
工場創設年月日及び確認又は許可の有無について					

※ 危険物の最大貯蔵量及び処理量の欄における係数は、政令第130条の9の表に掲げる当該危険物の区分に従い、同表の当該用途地区の区分に応じた数量を1として、それに対する比を示してください。

様式第2号(第2条関係)

(表面)

浄化槽に関する調書

建築基準法第93条第5項の規定により通知します。		年 月 日
(宛先)姫路市保健所長		建築主事 印
1 建築物の名称		
2 敷地の位置		
3 設置者の住所及び氏名		
4 浄化槽の種類	① 国土交通大臣型式認定浄化槽 (名称 認定番号 届出番号) ② その他	
5 処理の対象	① し尿のみ ② し尿及び雑排水	
6 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	用 途	
7 処理対象人員及び算定根拠	延 べ 面 積	m ²
	処理対象人員	人
8 処理能力	算 定 根 拠	
	日 平 均 汚 水 量	m ³ /日
	生物化学的酸素要求量の除去率	%
9 放流先又は放流方法	放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l
	① 側溝 ② 河川 ③ 湖沼 ④ 海域 ⑤ その他()	
10 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録・届出番号	氏 名 又 は 名 称	
11 浄化槽工事着手予定年月日	登録・届出番号	
12 浄化槽使用開始予定年月日	年 月 日	
13 確認申請受付番号・年月日	年 月 日	
14 その他特記すべき事項	※ 第 号	年 月 日

- [注意] (1) ※印欄は、申請者において記入しないでください。
- (2) 4欄、5欄及び9欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- (3) 14欄は、処理対象人員と使用予定人員が異なる場合にその使用予定人員を記入してください。
- (4) 本調書には、次に掲げる書類を添付してください。
- ア 付近見取図(放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)
- イ 配置図(浄化槽の位置を明示したもの)
- ウ 放流先又は放流方法に関する事項を記載した書類
- エ 浄化槽の保守点検及び清掃の方法に関する事項を記載した書類
- オ 設計計算書(浄化槽法第13条第1項又は第2項の規定による認定を受けた浄化槽にあつては、工場生産浄化槽認定シート)

様式第2号(第2条関係)

(裏面)

(付近見取図)

4

(配置図及び浄化槽位置と放流先)

様式第3号(第2条、第18条、第22条関係)

正本

正

不適格建築物調書
(用途地域・防火地域・準防火地域)

※ 台 帳 番 号			第 号		※ 調 書 番 号		第 号	
建 築 物 の 名 称					用 途 地 域			
敷 地 の 位 置								
建 築 物 等 新 設 年 月 日			年 月 日		そ の 他 の 地 域 ・ 地 区			
基 準 時 年 月 日			年 月 日		適 合 し な い 条 項			
			(A) 基 準 時 数 値	(B) 本 申 請 ま での 増 減	(C) 本 申 請	(D) (B) + (C)	(E) (A) + (B) + (C)	(E) ／ (A)
1 敷 地 面 積			m ²					
2 建 築 面 積			m ²					
3 延 べ 面 積			m ²	m ²	＋ －	m ²	m ²	m ²
4 築 造 面 積 の 合 計			m ²	m ²	＋ －	m ²	m ²	m ²
5 不 適 格 部 分 の 床 面 積 等	用 途 地 域 内 の 不 適 格 建 築 物 等	作 業 場	m ²	m ²	＋ －	m ²	m ²	m ²
		非 作 業 場	m ²	m ²	＋ －	m ²	m ²	m ²
		合 計	m ²	m ²	＋ －	m ²	m ²	m ²
		不 適 格 原 動 機 の 出 力	KW	KW	＋ －	KW	KW	KW
		不 適 格 原 動 機 の 台 数	台	台	＋ －	台	台	台
		不 適 格 容 器 等 の 容 量	l	l	＋ －	l	l	l
		危 険 物 の 貯 蔵 量			＋ －			
		危 険 物 の 処 理 量			＋ －			
		法 第 条 不 適 格 建 築 物	m ²	m ²	＋ －	m ²	m ²	m ²
		法 第 条 不 適 格 建 築 物	m ²	m ²	＋ －	m ²	m ²	m ²
		法 第 条 不 適 格 建 築 物	m ²	m ²	＋ －	m ²	m ²	m ²
		法 第 条 不 適 格 建 築 物	m ²	m ²	＋ －	m ²	m ²	m ²
6 本申請に係る部分の用途			7 工事種別					
8 参考事項					※ 処 理 欄			

	課長	課長補佐	係長	担当

- [注意] 1 ※印は、申請者において記入しないでください。
- 2 (B)欄は、前回の(D)欄より記入してください。
- 3 本調書には、配置図及び平面図を添付してください。

様式第3号(第2条、第18条、第22条関係)

副本

副

不適格建築物調書
(用途地域・防火地域・準防火地域)

※ 台 帳 番 号			第	号	※ 調 書 番 号	第	号	
建 築 物 の 名 称					用 途 地 域			
敷 地 の 位 置								
建 築 物 等 新 設 年 月 日			年 月 日		そ の 他 の 地 域 ・ 地 区			
基 準 時 年 月 日			年 月 日		適 合 し な い 条 項			
			(A) 基 準 時 数	(B) 本 申 請 ま での 増 減	(C) 本 申 請	(D) (B) + (C)	(E) (A) + (B) + (C)	(E) / (A)
1 敷 地 面 積			m ²					
2 建 築 面 積			m ²					
3 延 べ 面 積			m ²	m ²	+	m ²	m ²	m ²
4 築 造 面 積 の 合 計			m ²	m ²	+	m ²	m ²	m ²
5 不 適 格 部 分 の 床 面 積 等	用 途 地 域 内 の 不 適 格 建 築 物 等	作 業 場	m ²	m ²	+	m ²	m ²	m ²
		非 作 業 場	m ²	m ²	+	m ²	m ²	m ²
		合 計	m ²	m ²	+	m ²	m ²	m ²
		不 適 格 原 動 機 の 出 力	KW	KW	+	KW	KW	KW
		不 適 格 原 動 機 の 台 数	台	台	+	台	台	台
		不 適 格 容 器 等 の 容 量	l	l	+	l	l	l
		危 険 物 の 貯 蔵 量			+			
		危 険 物 の 処 理 量			+			
		法 第 条 不 適 格 建 築 物	m ²	m ²	+	m ²	m ²	m ²
		法 第 条 不 適 格 建 築 物	m ²	m ²	+	m ²	m ²	m ²
		法 第 条 不 適 格 建 築 物	m ²	m ²	+	m ²	m ²	m ²
		法 第 条 不 適 格 建 築 物	m ²	m ²	+	m ²	m ²	m ²
6 本 申 請 に 係 る 部 分 の 用 途						7 工 事 種 別		

8 参考事項

- 〔注意〕
- ※印は、申請者において記入しないでください。
 - (B)欄は、前回の(D)欄より記入してください。
 - 本調書には、配置図及び平面図を添付してください。

様式第4号(第2条関係)

正本

正

特殊建築物調書(建築基準法施行令第130条の2の3関係)

※台帳番号	第 号		※調書番号	第 号		
建築物の名称			用途地域			
敷地の位置						
建築物又は 工作物の用途			工事種別			
			敷地面積			
基準時年月日	年 月 日		新設年月日	年 月 日		
	(A) 新設又は 基準時	(B) 本申請ま での増減	(C) 本申請	(D) (B)+(C)	(E) (A)+(B) +(C)	(E)÷(A)
(1) 建築物の延べ 面積(工作物に ついては、築造 面積)の合計					m ²	
(2) 不適格建築物 の延べ面積(工 作物につい ては、築造面積) の合計					m ²	
(3) 法第51条の許 可を受けた建 築物の延べ面 積(工作物につ いては、築造面 積)の合計					m ²	
(4) 汚物、ごみ等 の処理能力						
(5) 汚物、ごみ等 の不適合処理 能力						
(6) 法第51条の許 可を受けた建 築物に係る汚 物、ごみ等の処 理能力						
備 考			※ 処 理 欄			
			課 長	課長補佐	係 長	担 当

〔注意〕基準時とは、初めて法第51条の規定の適用を受けるに至った時をいう。

様式第4号(第2条関係)

副本

副

特殊建築物調書(建築基準法施行令第130条の2の3関係)

※台帳番号	第 号		※調書番号	第 号		
建築物の名称			用途地域			
敷地の位置						
建築物又は 工作物の用途			工事種別			
			敷地面積			
基準時年月日	年 月 日		新設年月日	年 月 日		
	(A) 新設又は 基準時	(B) 本申請ま での増減	(C) 本申請	(D) (B) + (C)	(E) (A) + (B) + (C)	(E) / (A) + (C)
(1) 建築物の延べ 面積(工作物に ついては、築造 面積)の合計					m ²	
(2) 不適格建築物 の延べ面積(工 作物につい ては、築造面積) の合計					m ²	
(3) 法第51条の許 可を受けた建 築物の延べ面 積(工作物につ いては、築造面 積)の合計					m ²	
(4) 汚物、ごみ等 の処理能力						
(5) 汚物、ごみ等 の不適合処理 能力						
(6) 法第51条の許 可を受けた建 築物に係る汚 物、ごみ等の処 理能力						
備 考						

〔注意〕基準時とは、初めて法第51条の規定の適用を受けるに至った時をいう。

様式第5号(第2条関係)

建築物等概要書										年度 No.	
建物名称						主要用途					
敷地の位置						敷地面積					
建築主 住所氏名						用途地域					
		tel				防火地域					
管理者 住所氏名						建蔽率			最高高さ		
		tel				容積率			最高軒高		
建築物 の 概 要	構造	階数	建築面積	延べ面積	指定用途面積			※ 確認日 ・ 番号			
		/				・ ・		・ ・ 第 号			
		/				・ ・		・ ・ 第 号			
		/				・ ・		・ ・ 第 号			
	合計										
	建築 設備 等	機械換気設備	煙感知器連動ダンパーを設けた機械換気設備				有・無		昇 降 機 等	エレベーター	基
		機械排煙設備	排煙機又は送風機を設けた機械排煙設備				有・無			エスカレーター	基
		非常用の 照明装置	蓄電池別置型又は自家発電装置による 予備電源を設けた非常用の照明装置				有・無			小荷物専用昇降機	基
		防火設備	常時閉鎖式の防火設備				有・無			非常用エレベーター	基
			随時閉鎖又は作動できる防火設備(外壁開口部の 防火設備、防火ダンパーは除く)				有・無				
用途別 床面積	用途	地階	1階	2階	3階	4階	5階	6階以上	合計		
	合計										
設計者 住所氏名						工事種別		新築・増築・改築・用途変更			
	tel					既存建築物 の確認番号		年 月 日 第 号			
工事監理者 住所氏名						※ 備 考 欄					
	tel					完了予定年月日					
施工者 住所氏名						検査済証番号		年 月 日 第 号			
	tel					次回定期 報告年度		年度	コード		

【注意】

- (1) 複数の建物がある場合は、棟ごとに作成して下さい。
- (2) 建築物が複合用途に供されている場合は、用途欄にはすべての用途を列記してください。
- (3) 該当事項は、○で囲んで下さい。
- (4) 増築、改築又は用途変更の場合は、既存建築物の確認番号を記入して下さい。
- (5) 病院・診療所については、患者の収容施設の有無及びベッド数を記入して下さい。
- (6) ※印欄は、申請者において記入しないで下さい。

様式第6号（第4条関係）

確認申請手数料等減免申請書

姫路市建築確認申請手数料等徴収条例第5条の規定による（ ）手数料の減免を受けたいので申請します。									
年 月 日									
(宛先)姫路市長									
申請者氏名									
1 建築主の住所及び氏名		電話（ ） — 番							
2 代理者の住所及び氏名		電話（ ） — 番							
3 敷地の位置									
4 申請の理由									
5 建築物の床面積		m ²		6 手数料減免額		円			
※ 減免年月日		年 月 日		※ 減免番号		第 号			
※特記									
※受付欄	年 月 日			※処理欄	課長	課長補佐	係長	担当	
	担当								

〔注意〕 ※印欄は、申請者において記入しないでください。

様式第7号(第6条関係)

	← 45センチメートル →									
↑ 60センチメートル ↓	姫路市公告第 号									
	建築基準法による命令の公告									
	建築物の所在地									
	命令を受けた者 の 氏 名									
	この建築物は、建築基準法に違反しているので、同法第9条第 項 の規定に基づき を命じたものである。 年 月 日									
	姫路市長									
	〔注意〕									
	1 この標識は、建築基準法第9条第13項の規定に基づき設置したものである。									
	2 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられることがある。									
	3	<table border="0"><tr><td>〔水道〕</td><td rowspan="3">の供給を保留するよう</td><td>〔水道〕</td><td rowspan="3">事業者へ通知した。</td></tr><tr><td>電気</td><td>電気</td></tr><tr><td>〔ガス〕</td><td>〔ガス〕</td></tr></table>	〔水道〕	の供給を保留するよう	〔水道〕	事業者へ通知した。	電気	電気	〔ガス〕	〔ガス〕
〔水道〕	の供給を保留するよう	〔水道〕	事業者へ通知した。							
電気		電気								
〔ガス〕		〔ガス〕								

様式第 8 号（第 7 条関係）

調査結果表						
当該調査 に関与し た調査者		氏 名	調査者番号			
	代表となる調査者					
	その他の調査者					
番号	調 査 項 目	調査結果			担当 調査 者番 号	
		指 摘 なし	要 是 正			
				既 存 不 適 格		
1	敷地及び地盤					
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況				
(2)	敷地	敷地内の排水の状況				
(3)	令第 1 2 8 条に規定する通路（以下「敷地内の通路」という。）	敷地内の通路の確保の状況				
(4)		有効幅員の確保の状況				
(5)		敷地内の通路の支障物の状況				
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況				
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況				
2	建築物の外部					
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況				
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況				
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況				
(4)		土台の劣化及び損傷の状況				

(5)	外壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況					
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況					
(13)			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況					
(14)			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況					
(15)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況					
(16)			はめ殺し窓のガラスの固定の状況					
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況					
(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況					
3		屋上及び屋根						
(1)		屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況					
(2)		屋上周り（屋上面を除く。）	パラベットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)			笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)	金属笠木の劣化及び損傷の状況							

(5)			排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況				
(6)	屋根		屋根の防火対策の状況				
(7)			屋根の劣化及び損傷の状況				
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）		機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				
(9)			支持部分等の劣化及び損傷の状況				
4 建築物の内部							
(1)	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況					
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況					
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況					
(4)		防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況				
(5)			令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)		耐火構造の壁	準耐火性能等の確保の				

		又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	状況				
(12)			部材の劣化及び損傷の状況				
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				
(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況				
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上の維持保全の状況				
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(20)		耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況				
(21)			部材の劣化及び損傷の状況				
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上の維持保全の状況				
(24)			室内に面する部分の仕上の劣化及び損傷の状況				
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況				
(26)		防火設備（防火扉、防火シャッター	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況				
(27)		その他これらに類するものに限る。）又は戸（令第112条第19項第2号に掲げる戸に	居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況				

	限る。)	況				
(28)		防火扉又は戸の開放方向				
(29)		常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）の取付けの状況				
(30)		人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況				
(31)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(32)		各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況				
(33)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況				
(34)		常閉防火扉又は常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況				
(35)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況				
(36)	警報設備	警報設備の設置の状況				
(37)		警報設備の劣化及び損傷の状況				
(38)	令和6年国土交通省告示第284号	スプリンクラー設備の設置の状況				
(39)	第1第1号又は第2号ニに規定するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況				
(40)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況				
(41)		採光の妨げとなる物品の放置の状況				
(42)		換気のための開口部の面積の確保の状況				
(43)		換気設備の設置の状況				
(44)		換気設備の作動の状況				

(45)		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況				
(46)	石綿等を添加した 建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況				
(47)		吹付け石綿等の劣化の状況				
(48)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況				
(49)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況				
5 避難施設等						
(1)	令第120条第2項に規定する通路		令第120条第2項に規定する通路の確保の状況			
(2)	廊下		幅の確保の状況			
(3)			物品の放置の状況			
(4)	出入口		出入口の確保の状況			
(5)			物品の放置の状況			
(6)	屋上広場		屋上広場の確保の状況			
(7)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況			
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況			
(9)			物品の放置の状況			
(10)			避難器具の操作性の確保の状況			
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況			
(12)			幅の確保の状況			
(13)			手すりの設置の状況			
(14)			物品の放置の状況			
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況			
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況			
(17)			屋外に設けら	屋内と階段との間の防		

		れた避難階段	火区画の確保の状況				
(18)			開放性の確保の状況				
(19)		特別避難階段	令第123条第3項第1号に規定するバルコニー又は付室（以下単に「付室」という。）の構造及び面積の確保の状況				
(20)			階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況				
(21)			付室等の排煙設備の作動の状況				
(22)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(23)			物品の放置の状況				
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況				
(25)			防煙壁の劣化及び損傷の状況				
(26)			可動式防煙壁の作動の状況				
(27)		排煙設備	排煙設備の設置の状況				
(28)			排煙設備の作動の状況				
(29)			排煙口の維持保全の状況				
(30)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況				
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況				
(32)		非常用エレベーター	令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー（以下「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況				
(33)			昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の設置の状況				
(34)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況				
(35)			乗降ロビー等の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(36)			物品の放置の状況				
(37)		非常用の照明	非常用の照明装置の設				

(注意)				
①	この書類は、建築物ごとに作成してください。			
②	記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。			
③	「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は記入不要です。			
④	該当しない調査項目がある場合は、その「調査結果」欄及び「担当調査者番号」欄に「－」を記入してください。			
⑤	「調査結果」欄は、平成20年国土交通省告示第282号（以下「定期調査告示」という。）別表第1（い）欄に掲げる各調査項目及び定期調査告示第2の規定により特定行政庁が付加した調査項目（い）欄に掲げる調査項目ごとに記入してください。			
⑥	「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、定期調査告示別表第1（い）欄に掲げる調査項目及び定期調査告示第2の規定により特定行政庁が付加した調査項目（い）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。			
⑦	「調査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。			
⑧	「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。			
⑨	「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入不要です。			
⑩	7「上記以外の調査項目」欄は、定期調査告示第2の規定により特定行政庁が調査項目等を付加している場合に、当該調査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて調査結果等を記入してください。			
⑪	「その他特記事項」は、建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備（防火ダンパーを除く。）の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。			
⑫	「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。			

⑬	配置図及び各階平面図を添付し、防火区画、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所及び撮影した写真の位置等を明記してください。
⑭	要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を定期調査告示別添2の様式に従い添付してください。
⑮	4「建築物の内部」欄の番号(29)から(34)までの調査項目において、常閉防火扉にあっては、各階の主要なものを調査対象としてください。

様式第 1 2 号(第 9 条の 2 関係)

確 認 申 請 等 取 下 げ 届

姫路市建築基準法施行細則第9条の2の規定により、当該申請の取下げを届け出ます。

年 月 日

(宛先)姫路市長・姫路市建築主事

申請者 住 所.....

(建築主) 氏 名.....

電話() ー 番

1 受付年月日及び番号	種別 [] 年 月 日 第 号			
2 敷 地 の 位 置				
3 主 要 用 途				
4 取 下 げ 理 由				
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄			※ 処 理 欄
年 月 日	課 長	課長補佐・係長 (建築主事)	担 当 者	年 月 日
第 号				第 号
担当				担当

[注意] ※欄は、記入しないでください。

様式第 1 3 号(第 1 0 条関係)

建築主等の選定・変更届

姫路市建築基準法施行細則第10条の規定により、建築主等の(選定・変更)を届け出ます。					
					年 月 日
(宛先)姫路市長・姫路市建築主事					
届出人 住 所 (建築主) 氏 名 電話番号() — 番					
1	申請の種類別	[] 年 月 日 第 号			
2	敷地の位置				
3 変 更 欄	(1) 建築主	選 定 ・ 変 更 後		選 定 ・ 変 更 前	
		住所		住所	
	(2) 代理者	氏名		氏名	
		() 建築士() 登録第 号		() 建築士() 登録第 号	
		住所		住所	
		氏名		氏名	
	(3) 設計者	() 建築士事務所 第 号		() 建築士事務所 第 号	
		電 話		電 話	
		() 建築士() 登録第 号		() 建築士() 登録第 号	
		住所		住所	
	(4) 工事監理者	氏名		氏名	
		() 建築士事務所 第 号		() 建築士事務所 第 号	
		電 話		電 話	
		() 建築士() 登録第 号		() 建築士() 登録第 号	
	(5) 工事施工者	住所		住所	
氏名		氏名			
建設業許可() 第 号		建設業許可() 第 号			
電 話		電 話			
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄			※ 処 理 欄
年 月 日		課 長	課長補佐	係長(建築主事)	担当者
第 号					
担当					担当

- [注意] (1) ※印欄は、届出人において記入しないでください。
- (2) 1欄の [] 内には、確認、許可、認定の別を記入してください。
- (3) 建築主等を変更した場合は、3変更欄の変更前の各欄は全て記入し、変更後は変更した部分の欄に記入してください。また、工事施工者を選定した場合は、変更後の(5)欄にのみ記入してください。
- (4) 確認(許可又は認定)申請書の副本及び確認済証(許可又は認定通知書)を同時に提出してください。

様式第 1 4 号(第 1 1 条関係)

工 事 (全 部 ・ 一 部) 取 り や め 届

姫路市建築基準法施行細則第11条の規定により、建築工事等の取りやめを届け出ます。 年 月 日 (宛先) 姫路市長・姫路市建築主事 申請者 住 所 ----- (建築主) 氏 名 ----- 電話 () — 番				
1	許可又は確認年月日 番号	種別 []	年 月 日 第 号	
2	敷 地 の 位 置			
3	主 要 用 途			
4	工事取りやめ内容			
5	工事取りやめ理由			
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄			※ 処 理 欄
年 月 日	課 長	課長補佐・係長 (建築主事)	担 当 者	年 月 日
第 号				第 号
担当				担当

- 〔注意〕 (1) ※欄は、記入しないでください。
- (2) 同一許可又は確認を受けたものの一部を取りやめるときは、その部分を明示した
図書を添付してください。
- (3) 確認済証等副本を同時に提出してください。

様式第 15 号（第 11 条の 2 関係）

正本（表面）



建築工事の計画報告書
(建築主事・特定行政庁・建築監視員)

姫路市建築基準法施行細則第 11 条の 2 の規定により報告書を提出します。 なお、この報告書の内容及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。 年 月 日									
申請者氏名									
1	建築主住所氏名	電話 番							
2	代理者資格名	() 建築士 () 登録 第 号							
3	住所氏名	() 事務所 登録 第 号 電話 番							
4	建築士事務所名	() 建築士 () 登録 第 号							
5	工事監理者資格名	() 事務所 登録 第 号 電話 番							
6	報告事項								
7	敷地の位置	地名地番							
		用途地域	防火地域	その他の地区					
8	主要用途	9 当該用途							
10	確認番号・年月日	第 号 年 月 日							
11	敷地等の概要	敷地面積	建築面積	延べ面積	建蔽率	容積率			
12	建築概要	工事種別	構造	屋根ふき材					
		階別	階	階	階	階	階	軒裏	合計
		床面積	申請部分						
			申請以外の部分						
			合計						
		柱の小径						最高の高さ	
		横架材間の垂直距離							
		階の高さ							
		居室の天井の高さ						最高の軒の高さ	
13	その他	便所の種類 水洗 () ・くみ取							
※ 受付欄	消防関係同意欄	※ 決裁欄				※ 処理欄			
年月日		課長	課長補佐	係長	係	年月日			
第 号						第 号			
係員						係員			

〔注意〕記入については裏面をよく読んでください。

※ 印欄は、申請者において記入しないでください。

正本（裏面）

〔注意〕(1) この報告書には以下の書類を添付してください。（変更のあるものは変更前及び変更後のもの）

- ・付近見取図
- ・配置図
- ・平面図
- ・立面図
- ・断面図
- ・その他特定行政庁、建築主事又は建築監視員が必要と認める図書

(2) 確認を受けた建築物等の場合において、報告書の各欄に変更が生じるときは、上段に変更前、下段に変更後を朱書きで二段書きし、確認済証、建築確認申請書副本及び建築計画概要書（記載事項に変更がある場合に限る。）を併せて提出してください。

副本



(建築主事・特定行政庁・建築監視員)

建築主事・特定行政庁・建築監視員 この報告書及び添付書類に記載の内容については、下記の指示事項を厳守の上施工してください。									
受 理 年 月 日 年 月 日									
受 理 番 号 第 号									
建築主事・特定行政庁・建築監視員									
1 建築主住所氏名		電話 番							
2 代理者資格氏名		() 建築士 () 登録 第 号							
3 住所氏名		() 事務所 登録 第 号 電話 番							
4 建築士事務所名		() 事務所 登録 第 号 電話 番							
5 工事監理者資格氏名		() 建築士 () 登録 第 号							
6 建築士事務所名		() 事務所 登録 第 号 電話 番							
7 工事施工者名									
8 建設業登録		建設業登録 () 第 号 電話 番							
9 報告事項									
10 敷地の位置		地名地番 用途地域 防火地域 その他の地区							
11 主要用途		9 当 該 用 途							
12 確認番号・年月日		第 号 年 月 日							
13 敷地等の概要		敷地面積 建築面積 延べ面積 建蔽率 容積率							
14 建築概要		工事種別 構造 屋根ふき材 外壁 軒裏 階 別 階 階 階 階 合計 床面積 申請部分 申請以外の部分 合計 柱の小径 横架材間の垂直距離 階の高さ 居室の天井の高さ							
15 その他		便所の種類 水洗 () ・くみ取							
16 指示事項									

※ この副本は、確認済証、確認申請書副本とともに保管してください。

様式第 16 号（第 12 条第 3 項関係）

正 (表面) 許 可 申 請 書

() 条例第 条第 項の規定による許可を受けたいので申請します。									
年 月 日									
(宛先)姫路市長									
申請者氏名									
1 建築主の住所及び氏名		電話() - 番							
2 代理者の住所及び氏名		電話() - 番							
3 設計者の住所及び氏名		電話() - 番							
4 敷地の位置	ア 地名地番								
	イ 用途地域				ウ 指定容積率				
	エ 防火地域	防火・準防火・その他			オ その他の地区				
5 用途					6 工事種別				
		新・増設部分		既存部分		合計		※ 10 建蔽率	
7 敷地面積		㎡		㎡		㎡		%	
8 建築面積		㎡		㎡		㎡		※ 11 容積率	
9 延べ面積		㎡		㎡		㎡		%	
12 前面道路の幅員		m		13 建築物の高さ		m		14 建築物の階数 階	
15 特	敷地周囲の環境								
	事業内容等								
※ 処 理 欄						※ 条 件			
局長		部長		課長		課長補佐		係長 担当	
※ 受付欄		※ 消防関係同意欄			※ 建築審査会同意欄			※ 許可番号欄	
年 月 日								年 月 日	
第 号									
担当								担当	

〔注意〕 (1) 4 のウ欄に掲げる指定容積率は、敷地の位置における都市計画において定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を記入してください。
(2) 4 のエ欄の「その他」には、法第 22 条第 1 項の規定により市長が指定した区域が該当する。
(3) ※印欄には、申請者において記入しないでください。

(裏面)

許 可 申 請 手 数 料 欄				
※ 手 数 料				
査定額				
円				
担当				
審 査 欄				
1 用 途 (法令の用語による)				
※ 不 適 合 条 項		条例第 条第 項 別表		
※ 3 公害の種類及び公害に対する措置	(1) 騒 音	(2) 振 動	(3) 煤 煙	(4) 有 害 ガ ス
	(5) 塵 埃 ・ 粉 塵	(6) 悪 臭	(7) 廃 液	(8) 病 菌
	(9) 火 災 ・ 爆 発	(10) 防 火	(11) 避 難	(12) 風 紀
	(13) 日 照	(14) 通 風	(15) そ の 他	(16) 支 障 な し
	周辺との関係	※ 3		
	具体的な措置			
※ 公 聴 会	公 告	年 月 日 (摘 要)		
	公聴会	年 月 日 (出席者) 場 所		
	出席者の意見			

〔注意〕 ※印欄は、記入しないでください。

様式第16号（第12条第3項関係）

副

許 可 通 知 書

※ 通 知 欄	() 条例第 条第 項の規定による許可したので通知します。 許可年月日 年 月 日 許可番号 第 号 様 姫路市長					
※ 条 件						
1	建築主の住所及び氏名		電話() - 番			
2	代理者の住所及び氏名		電話() - 番			
3	設計者の住所及び氏名		電話() - 番			
4 敷 地 の 位 置	ア	地名地番				
	イ	用途地域	ウ	指定容積率		
	エ	防火地域	防火・準防火・その他	オ	その他の地区	
5	用途		6		工事種別	
			新・増設部分	既存部分	合 計	※ 10 建 蔽 率
7	敷 地 面 積		m ²	m ²	m ²	%
8	建 築 面 積		m ²	m ²	m ²	※ 11 容 積 率
9	延 べ 面 積		m ²	m ²	m ²	%
12	前面道路の幅員		m	13 建築物の高さ	m	14 建築物の階数 階
15 特	敷地周囲の環境					
	事業内容等					

〔注意〕 (1) 4のウ欄に掲げる指定容積率は、敷地の位置における都市計画において定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を記入してください。
(2) 4のエ欄の「その他」には、法第22条第1項の規定により市長が指定した区域が該当する。
(3) ※印欄には、申請者において記入しないでください。

様式第 17 号(第 13 条関係)

正本(表面)

正

事業計画のある道路の指定申出書

建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の指定を申し出ます。 年 月 日 (宛先)姫路市長 申請者氏名							
1	事業者の住所及び氏名	電話() ー 番					
2	事業の名称						
3	工事施工者の住所及び氏名	電話() ー 番					
4	道路となる土地の地名地番						
5	地域・地区						
6	道路の幅員・幅員別の道路の延長	幅員	m	延長	m		
			m		m		
			m		m		
7	工事着手予定年月日	年 月 日	8	工事完了予定年月日	年 月 日		
9	届出の理由						
※受付欄		※処 理 欄					※指定番号欄
年 月 日		局 長	部 長	課 長	課長補佐	係 長	担 当
第 号							第 号
担当							担当

〔注意〕 ※印欄は、申出者において記入しないでください。

(裏面)

現地調査日	年 月 日	調査員職氏名	
現 地 調 査 所 見			
注 意 事 項			

〔注意〕 この面は、申出者において記入しないでください。

様式第 1 7 号(第 1 3 条関係)

副本

副

事業計画のある道路の指定通知書

※ 指 定 通 知 欄	建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の指定をしたので通知します。 指定年月日 年 月 日 指 定 番 号 第 号 様 姫路市長 印			
1	事業者の住所及び氏名	電話() — 番		
2	事業の名称			
3	工事施工者の住所及び氏名	電話() — 番		
4	道路となる土地の地名地番			
5	地域・地区			
6	道路の幅員・幅員別の道路の延長	幅員	m 延長	m
			m	m
			m	m
7	工事着手予定年月日	年 月 日	8 工事完了予定年月日	年 月 日
9	届出の理由			

[注意] ※印欄は、申請者において記入しないでください。

様式第 18 号(第 14 条関係)

正本(表面)

正

道路の位置の指定(取消)申請書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定(取消)を受けたいので申請します。 年 月 日 (宛先)姫路市長 申請者氏名			
1	築造主の住所及び氏名	電話() — 番	
2	代理者の住所及び氏名	電話() — 番	
3	設計者の住所及び氏名	電話() — 番	
4	工事施工者の住所及び氏名	建設業者登録()第 号	電話() — 番
5	道路管理者の住所及び氏名	電話() — 番	
6	道路となる土地又は指定を取り消される土地の地名地番		
7	地 域 ・ 地 区		
8	団 地 の 面 積	m ²	9 道 路 の 面 積 m ²
10	道路の幅員・幅員別の道路の延長	幅員 m 延長 m m m m m	
11	道路に関する基準について承認を得たい事項		
12	工事着手予定年月日	年 月 日	13 工事完了予定年月日 年 月 日
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄 ※指定番号欄		
年 月 日	局 長	部 長	課 長 課長補佐 係 長 担 当 年 月 日
第 号			第 号
担当			担当

- [注意] (1) 8欄の団地の面積は道路の面積も含めて記入してください。
 (2) ※印欄は、申請者において記入しないでください。

(裏面)

手 数 料 欄			
現 地 調 査 年 月 日	年 月 日	調 査 員 職 氏 名	
1 現地調査所見及び注意事項			
2 道路に関する基準について承認を受けようとする場合その状況			
完了報告年月日	年 月 日	完了検査日	年 月 日
検査所見			
調査員職氏名			

[注意] この面は、申請者において記入しないでください。

様式第18号(第14条関係)

副本

副

道路の位置の指定(取消)通知書

※ 指 定 通 知 欄	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定(取消)をしたので通知します。			
	指定年月日		年	月 日
	指 定 番 号		第	号
	様		姫路市長	印
※ 注 意 事 項	1 道路管理者は、道路を常に適正に維持管理すること。 2 界標等は移動又は滅失しないように保持すること。 3 工事が完了したときは、完了の日から7日以内に文書で届け出ること。 4 築造主が管理をしないときは、道路管理者を定めること。			
1	築造主の住所及び氏名		電話()	— 番
2	代理者の住所及び氏名		電話()	— 番
3	設計者の住所及び氏名		電話()	— 番
4	工事施工者の住所及び氏名		建設業者登録()第 号 電話()	— 番
5	道路管理者の住所及び氏名		電話()	— 番
6	道路となる土地又は指定を取り消される土地の地名地番			
7	地 域 ・ 地 区			
8	団 地 の 面 積		m ²	9 道 路 の 面 積
10	道路の幅員・幅員別の道路の延長		幅員 m 延長 m m m	m m m
11	道路に関する基準について承認を得たい事項			
12	工事着手予定年月日		年 月 日	13 工事完了予定年月日
			年 月 日	

〔注意〕 (1) 8欄の団地の面積は道路の面積も含めて記入してください。

(2) ※印欄は、申請者において記入しないでください。

様式第 19 号(第 14 条関係)

指 定 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号				
公 告 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号				

承 諾 書					
この図面記載のとおり道路の位置の指定・変更・廃止を承諾します。 年 月 日 (申請者) 様					
道 路 の 幅 員 ・ 幅 員 別 の 道 路 の 延 長	幅員	m	延長	m	道路の面積 m ²
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年	月	日	工事完了予定年月日	年 月 日
道 路 管 理 者 住 所 氏 名	電話() ー 番				
道路となる土地の地名地番	地目	権利の種類	住 所	氏 名	印
備 考	(上記承諾に関する特記事項を記入してください。)				
図面作成者の住所及び氏名					

[注意]

- 1 承諾書の「権利の種類」欄は、土地又はその土地内の建築物若しくは工作物について該当する権利(所有権借地権等)をそれぞれ記入すること。
- 2 指定道路の延長は、幅員別に記入すること。
- 3 附近見取図、道路地籍図及び標準断面図(横断面勾配のある所は縦断面図)を記載し、方位は一致させること。
- 4 道路地籍図には敷地界及び地番界を明示し、地番号、権利の種類及び氏名を記入すること。
- 5 道路地籍図には申請する道路の位置を朱書きとし、給排水計画及び排水計画を明示すること。
- 6 図面に字限図を記載するとともに、その転写場所、転写年月日及び転写した者の住所・氏名を記入すること。
- 7 本用紙のみで記入できない場合は、同質、同形の用紙を使用し、該当する部分において権利を有する者の印で本用紙と割印して追加すること。
- 8 申請書(正・副)には本用紙(追加紙を含む。)のコピーを添付し、本用紙(原図)は別に申請書と同時に提出すること。

様式第19号の2(第14条関係)

道 路 築 造 工 事 完 了 届

姫路市建築基準法施行細則第14条第2項の規定により、道路築造工事の完了を届け出ます。 年 月 日 (宛先) 姫路市長 築造主 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話() — 番				
築 造 完 了 年 月 日	年 月 日			
築 造 場 所				
工 事 施 工 者 の 氏 名				
備 考				
※ 検 査 欄	完了報告年月日	年 月 日	完 了 検 査 日	年 月 日
	検査所見 検査員職氏名			
※ 決 裁 欄	上記申請について検査の結果、申請書のとおりに完了しているので、道路の位置の指定をしてよろしいか。			
		課 長	課 長 補 佐	係 長

〔注意〕 ※印欄は、申請者において記入しないでください。

(表面)

年　月　日

(宛先)姫路市長

届出人　住所
氏名
電話() — 番

1 私道の地名地番							
2 私道 の 面 積							m ²
3 私道 の 幅 員 ・ 幅 員 別 の 私 道 の 延 長	幅 員	m		延 長		m	
		m				m	
		m				m	
4 変更・廃止をしようとする年月日	年　　　　　月　　　　　日						
5 届出の理由							

※ 受付欄	※ 処　　　　　　　　　理　　　　　　　　　欄						※ 変更（廃止）番号欄
年　月　日	局長	部長	課長	課長補佐	係　長	担　当	年　月　日
第　　　号							第　　　号
担当							担当

70/75

(裏面)

現地調査日	年 月 日	調査員職氏名	
現 地 調 査 所 見			
注 意 事 項			

[注意] この面は、届出人において記入しないでください。

様式第 2 0 号(第 2 1 条関係)

正本(表面)

正

外壁及び軒裏の防火構造不要承認申請書

建築基準法施行令第115条の2第1項第4号ただし書の規定による承認を受けたいので申請します。 年 月 日 (宛先) 姫路市長 申請者氏名									
1 建築主住所氏名			電話() — 番						
2 代理者住所氏名			電話() — 番						
3 設計者住所氏名			電話() — 番						
敷地の位置	(1) 地名地番								
	(2) 用途地域		(3) その他の地域地区						
5 用途							6 工事種別		
			申請部分	その他の部分	合計	10 申請棟数			
7 敷地面積			m ²	m ²	m ²	棟			
8 建築面積			m ²	m ²	m ²				
9 延べ面積			m ²	m ²	m ²				
11 特記事項	申請建築物の周囲の状況及び予想される将来の動向								
※条件								※ 消防合議	
※調査欄	現地調査所見 年 月 日 調査員職氏名								
※ 受付欄		※ 処理欄						※ 確定番号欄	
年 月 日		局長	部長	課長	課長補佐	係長	担当	年 月 日	
第 号								第 号	
担当								担当	

〔注意〕 ※印欄は、申請者において記入しないでください。

(裏面)

※ 手 数 料 欄	
-----------------------	--

様式第 2 0 号(第 2 1 条関係)

副本

副

外壁及び軒裏の防火構造不要承認通知書

※承認通知欄	建築基準法施行令第115条の2第1項第4号ただし書の規定による承認をしたので通知します。 承認年月日 年 月 日 承認番号 第 号 様 姫路市長 印				
※条件					
1 建築主住所氏名	電話() — 番				
2 代理者住所氏名	電話() — 番				
3 設計者住所氏名	電話() — 番				
敷地の位置	(1) 地名地番				
	(2) 用途地域	(3) その他の地域地区			
5 用途			6 工事種別		
	申請部分	その他の部分	合計	10 申請棟数	
7 敷地面積	m ²	m ²	m ²	棟	
8 建築面積	m ²	m ²	m ²		
9 延べ面積	m ²	m ²	m ²		
11 特記事項	申請建築物の周囲の状況及び予想される将来の動向				

〔注意〕 ※印欄は、申請者において記入しないでください。

様式第 1 号 (第 2 条関係)
様式第 2 号 (第 2 条関係)
様式第 2 号 (第 2 条関係)
様式第 3 号 (第 2 条、第 1 8 条、第 2 2 条関係)
様式第 4 号 (第 2 条関係)
様式第 5 号 (第 2 条関係)
様式第 6 号 (第 4 条関係)
様式第 7 号 (第 6 条関係)
様式第 8 号 (第 7 条関係)
様式第 9 号から様式第 1 1 号まで 削除
様式第 1 2 号 (第 9 条の 2 関係)
様式第 1 3 号 (第 1 0 条関係)
様式第 1 4 号 (第 1 1 条関係)
様式第 1 5 号 (第 1 1 条の 2 関係)
様式第 1 6 号 (第 1 2 条第 3 項関係)
様式第 1 7 号 (第 1 3 条関係)
様式第 1 8 号 (第 1 4 条関係)
様式第 1 9 号 (第 1 4 条関係)
様式第 1 9 号の 2 (第 1 4 条関係)
様式第 1 9 号の 3 (第 1 6 条関係)
様式第 2 0 号 (第 2 1 条関係)